

報告第11号

自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年7月30日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月10日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 100,984円

2 相手方 一関市東山町
個人

3 事故の概要

令和2年6月19日午前10時30分頃、大東町摺沢地内の駐車場において、大東図書館の職員が移動図書館車を後退させた際、後方を十分確認しなかったため、駐車していた相手方車両のフロント左側部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント